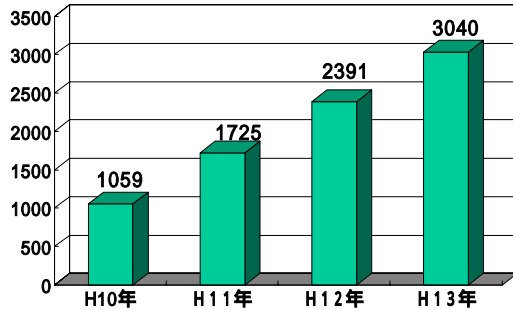


大学の知的財産に関する現状と今後の課題

文部科学省 研究振興局
研究環境・産業連携課

・国立大学における発明数

発明数は着実に増加
(H10 H13 約3倍)



【背景・要因】

- ・大学の組織的取り組み
- ・研究者の発明に対する意識向上

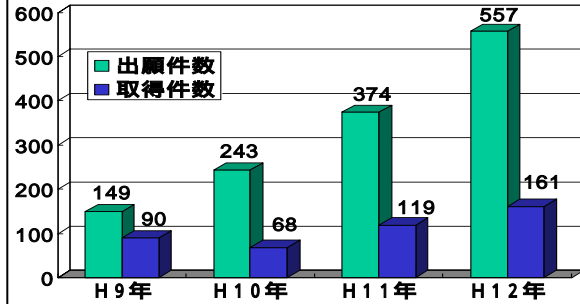
参考

H13年度

国有:個人有 = 414件 : 2,626件
(14%) (86%)

・大学の特許出願件数及び取得件数

特許出願件数と取得件数は着実に増加
(H9 H12 出願 約4倍
取得 約2倍)



(特許庁調べ) (国公私)

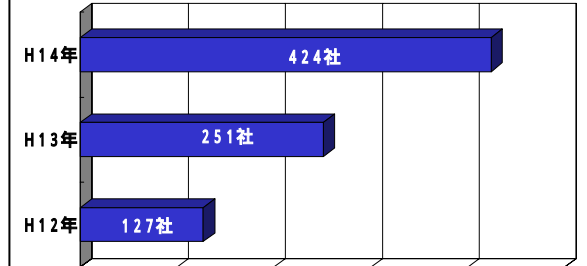
【背景・要因】

- ・アカデミックディスカウントによる特許出願請求手数料及び特許料の軽減

出願請求手数料 1/2 に
特許料 1/2(第1年次~3年次まで) に
国立大学は免除

・大学発ベンチャー数

ベンチャーは着実に創出
(H12 H14 約3倍)



(筑波大学調べ)

【背景・要因】

- ・大学発ベンチャー創出支援(補助)
- ・大学発ベンチャーの国立大学施設の使用を可能に
- ・国立大学教員の役員兼業の迅速化

大学の知的財産の創出・活用は、着実に進んでいる
知的財産の機関帰属により、一層加速。

大学の知的財産に関する現状

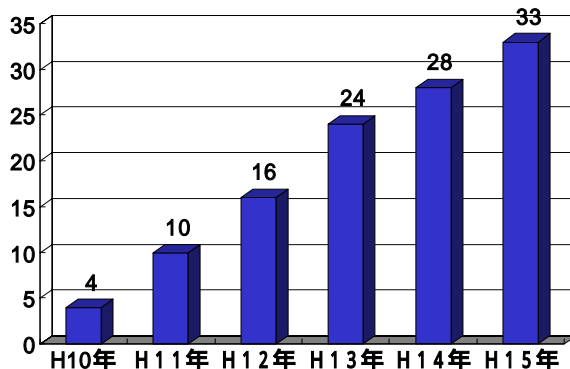
TLO関係

技術移転機関(TLO) 【大学等技術移転促進法(平成10年8月施行)】

- 承認機関数 33機関(平成15年5月現在)
- 特許出願件数 2,945件(平成14年12月現在)
- 実施許諾件数 597件(//)

TLO数

TLO数は増加
(H10 H15 約8倍)

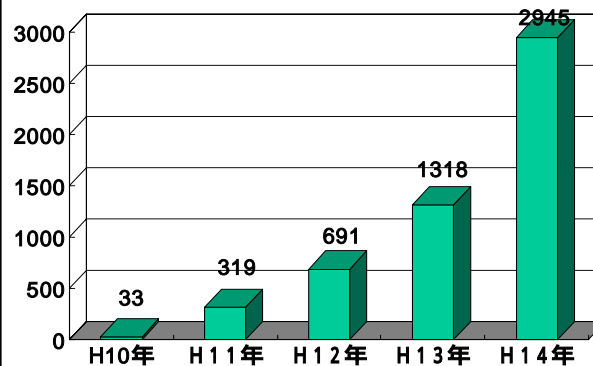


【背景・要因】

- 国立大学教員等のTLO役員兼業措置
- 国立大学施設の無償使用措置
- TLOへの助成金等支援措置

特許出願数

出願数は急増
(H10 H14 約90倍)

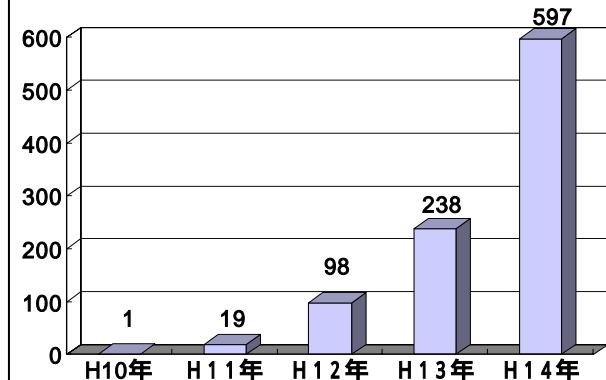


【背景・要因】

- 承認TLOへの特許料等の軽減措置

実施許諾数

許諾数は急増
(H11 H14 約30倍)



【背景・要因】

- TLOの目利き機能の正確性
- 企業からのTLOへの信頼度の向上

大学の知的財産創出・管理に関する体制

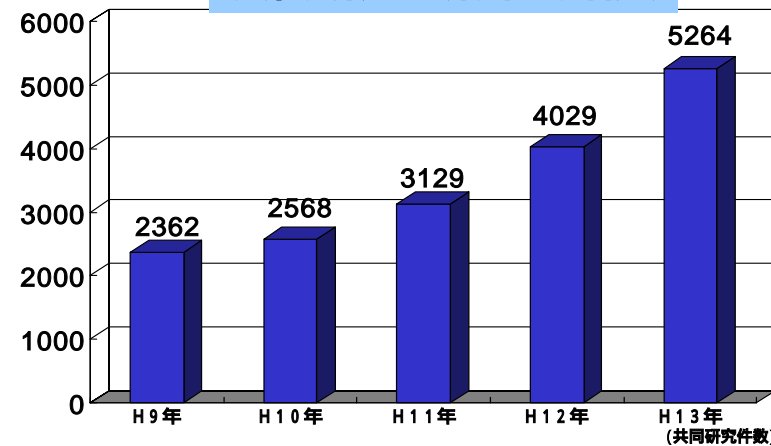
知的財産の創出体制

共同研究センター等を核とした企業との共同研究体制の充実

- ・ 国立大学の共同研究センター数 62大学
- ・ " 研究協力事務組織数 59大学
- ・ 産学連携コーディネーターの派遣 80大学、102名



共同研究の飛躍的増大



知的財産の創出・管理・活用体制構築の新たな取り組み

大学知的財産本部整備事業の実施
(平成15年度予算 24億円)

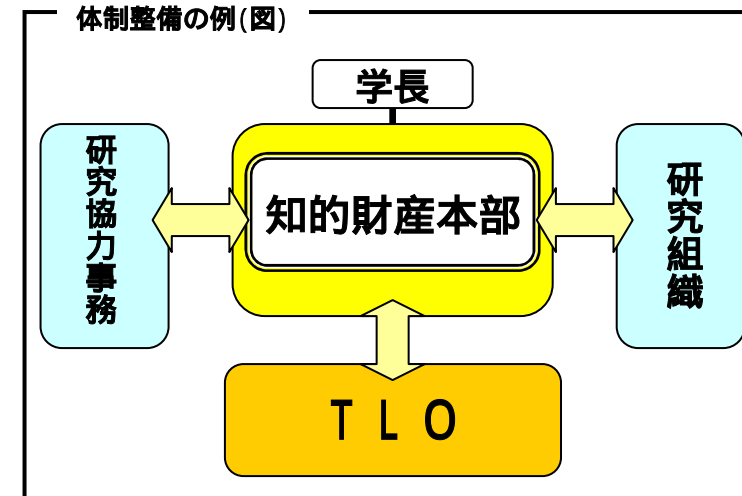
特許等知的財産の個人帰属原則から機関帰属原則への移行を踏まえ、大学が組織的かつ戦略的に知的財産の創出・管理・活用を図り、知的財産を効果的に還元するための体制整備を、推進する事業。

ポイント

- ・ 大学の自由な発想に基づくマネジメント体制の構築
- ・ 民間企業経験者等の外部人材の活用
- ・ TLO等との連携強化



体制整備の例(図)



大学における知的財産の取扱い

～ 機関帰属への転換と大学知的財産本部～

基本的考え方

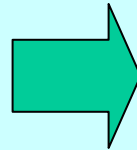
< 現 状 >

ルール:原則として発明者個人に帰属

問題点

- 大学の組織としての対応困難
- 個人が特許取得・維持費を負担
- 活用相手方の発掘の困難性

知的財産の死蔵化
研究成果の社会還元が不十分



< 今後（法人化後）の方針 >

ルール:原則として機関に帰属

利点

- 発明の発掘・権利化の組織的対応可能
- 個人帰属の問題点を解消
- 企業等との交渉の一元化・円滑化

知的財産の有効活用
研究成果の社会還元を実現

機関帰属に伴い大学に求められる4つのポイント

- 明確な知的財産ポリシーの確立
- 組織的な全学的マネジメント体制の整備
- 知財専門人材の確保
- 効果的・効率的な活用体制の強化

大学知的財産本部整備事業

- 大学の自由な発想に基づく新しいマネジメント体制
- 民間企業経験者等の外部人材の積極的活用
- TLO等外部組織との連携強化

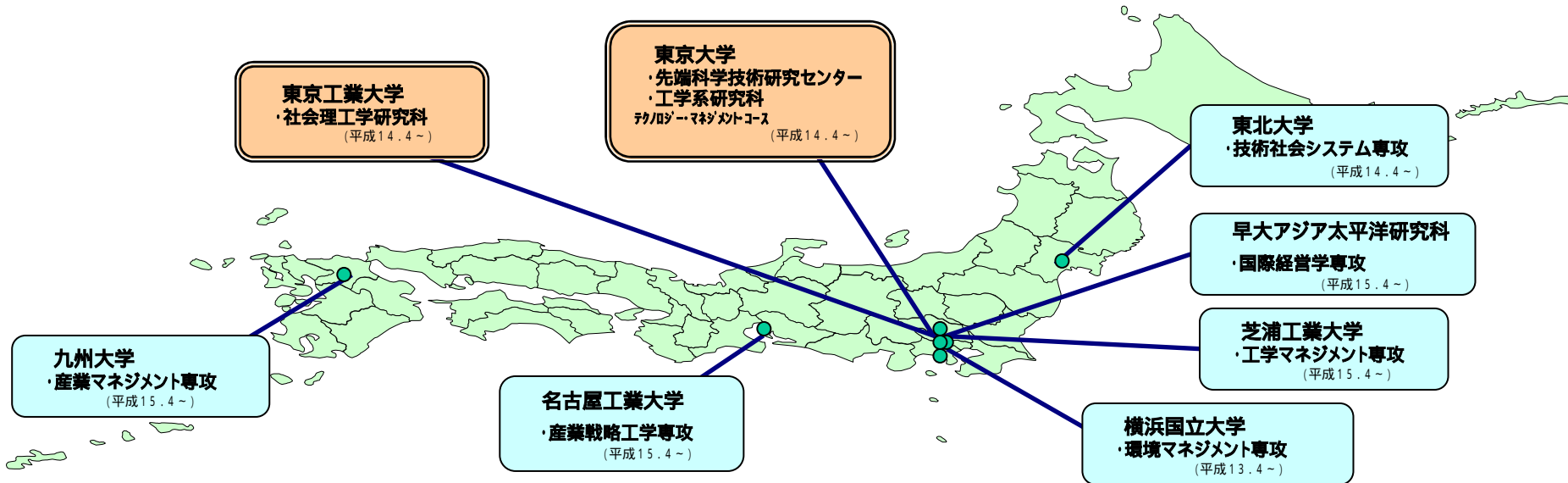
平成15年度予算
24億円

（平成15～19年度）
30大学程度を選定

知的財産に関する人材養成

導入されている技術経営・知的財産(MOT)関連教育

技術経営の知識を有する人材養成のため、大学では関連教育を展開し始めている。



文部科学省における人材養成施策(新興分野人材養成)

知的財産の知見を有し、特許等を確保・活用できる知的財産専門人材を早期に育成するための講座・部門規模のユニット(「人材養成ユニット」)を大学等に設置(平成14年度予算2億円)

- ・東京大学 先端科学技術の知識に加え、技術移転・産学官連携に関する専門的講義を実施
- ・東京工業大学 技術・知的財産とそのマネジメントに関する多面的カリキュラムを実施

平成15年度予算は約6億円(数カ所程度を新規採択予定)

国立大学の法人化に伴う知的財産の取扱い

国立大学の法人化に伴い、画一的なルールから各大学の個性・特色に応じた柔軟な知的財産の取扱いが可能になる。

法人格の取得

特許等の研究成果を各大学に帰属されることが可能に

⇒ 個人帰属から機関帰属に転換し、研究成果の有効活用を推進。

非公務員型

教職員の採用や給与決定、兼業の扱いなど各大学の判断で自主的に設定

研究成果の活用促進を業務として位置づけ

研究成果の活用を促進する業務を大学の業務として法律上、明確に位置づけ

⇒ 大学が主体的に技術移転やインキュベーション業務を行うことが可能に。

国立大学法人からの出資

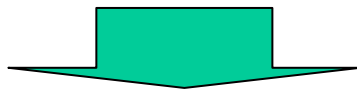
大学から研究成果の活用を促進する業務を行う者（TLO等）への出資を規定

⇒ 機動的・弾力的に技術移転業務を行うことが可能に。

現在、「国立大学法人法案」は参議院で審議中（5月22日衆議院可決）

文部科学省における知的財産等に関する各種方針の提示

産学官連携推進全般	新時代の産学官連携の構築に向けて (審議のまとめ)	平成15年4月 科学技術・学術審議会 産学官連携推進委員会	大学等の研究開発成果と企業化ニーズにより、連鎖的な技術革新と新産業創出を促す産学官連携システムの在り方を提示。
知的財産等の取扱い	知的財産ワーキング・グループ報告書	平成14年11月 科学技術・学術審議会 産学官連携推進委員会 知的財産ワーキング・グループ	大学等における特許等知的財産の機関帰属原則への見直しの考え方と組織的管理・活用の在り方を提示。
利益相反への対応	利益相反ワーキング・グループ報告書	平成14年11月 科学技術・学術審議会 産学官連携推進委員会 利益相反ワーキング・グループ	産学官連携に伴って生じる利益相反(教職員の個人的利益と大学等における責任の衝突)への対応の考え方と大学等における対応方策の方向性を提示。
研究成果の取扱い	研究開発成果の取扱いに関する検討会報告書	平成14年5月	研究開発成果の帰属とその利用に関し、成果の利用促進の観点からその基本的考え方を提示。
契約の取扱い	共同研究契約書 受託研究契約書 } [様式参考例]	平成14年3月	企業ニーズをふまえた柔軟な契約を確保するため、契約書の参考例を提示。
発明補償の取扱い	文部科学省の職員の職務発明等に対する 補償金支払要領	平成15年1月	発明補償に関し、上限撤廃と算定率のアップを柱とした補償金の算定について提示。



今後大学においては、上記に提示した考え方を基に、各大学の自主・自律性を反映した最も適切なルールを確立する。



文部科学省は必要な情報を提供

今後の検討課題

- (1) **大学研究成果の特許に関する量的拡大のみならず質的高度化の実現**
 - 基本特許の取得等
 - ・創造的研究基盤分野の研究成果の創出
 - ・先端研究を先導する分析計測技術・機器等の開発促進
 - 特許取得経費(特に国際特許)の支援
 - 特許の価値を見通すことができる目利き人材の養成確保(特に、産業界との人材流動化)
- (2) **大学知的財産推進本部、TLOの活動支援**
 - 十分な活動への支援、大学の多様性への対応
 - 大学知的財産本部と内外の他部門(TLOを含む)との連携強化、一体性の確保
- (3) **大学等の研究成果の円滑な事業化推進**
 - 企業化(ベンチャー等の立ち上がり時期)への支援
 - 大学発ベンチャーの質と数の高度化
 - 環境整備、共同研究等の促進
- (4) **大学等の知的財産教育機能の強化**
 - 学部・大学院レベルにおける知的財産教育の強化
 - 知的財産分野に精通し、研究開発、経営、起業家化等に豊富な知識・経験を有する産業界の人材の活用
 - 知的財産等の専門家を体系的に養成するための教材、プログラム、カリキュラム等の充実
- (5) **産業界の意識改革の進展**
 - 国内大学を育てる意識の醸成
 - 産学官連携窓口の明確化
 - 採用計画の明確化
 - 大学の研究成果に対する自立的発掘努力の推進